最終更新日：2015年4月23日

株式会社サイバーエージェント

代表取締役社長
問合せ先：広報・IR室
証券コード：4751
https://www.cyberagent.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはインターネットを軸に事業を展開し、新しい産業で社会や生活者の方に大きく影響を与えられるような「21世紀を代表する会社を創る」ことをビジョンに掲げています。
ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず、企業倫理の確立とモラルの向上を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定め、役職員などに対し、遵守させています。
取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定がくだされるよう、牽制を働かせております。また、当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務遂行の適法性を監査しております。
さらに、当社グループにおける子会社及び主要な事業の統括責任者から構成される「グループ会議」を月次にて開催し、事業報告に加え、コンプライアンスの確認や共有などを横断的に行うことで、グループのガバナンス強化に努めております。
株主及び投資家に対する公正でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報提供を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
藤田晋	13,531,800	21.60
TAIYO FUND, L.P.	3,035,700	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,946,200	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,539,900	4.05
SAJAP	1,448,100	2.31
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,439,587	2.30
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	1,300,000	2.08
THE BANK OF NEW YORK 133524	898,200	1.43
MORGAN STANLEY & CO. LLC	833,253	1.33
THE BANK OF NEW YORK 132812	825,500	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。その他必要に応じ、随時意見交換を行っております。
当社の内部監査につきましては、内部監査室が行っております。監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。また、監査役は、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、役職員からのヒアリング、書類の閲覧、実施調査等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀内雅生	他の会社の出身者													
沼田功	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内雅生		株式会社U-NEXT　取締役管理本部長	主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。
沼田功	○	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社代表取締役、SBL株式会社　代表取締役	主に会社経営・株式市場に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。また、同氏は大株主企業、主要な取引先の出身者等には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的とし、ストックオプションを付与しております。
ストックオプションの総額は、2015年3月末日現在において、発行残高：539,800株（発行済株式数（自己株式を含む）に占める割合0.85%）、想定払込総額1,282,750,200円となっております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年9月期における当社取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役	8名	465百万円
監査役	3名	12百万円
（うち社外監査役）	（2名）	（4百万円）
合計	11名	478万円
（うち社外役員）	（2名）	（4百万円）

※取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役66百万円）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、取締役会事務局が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っております。また、社外監査役からの問い合わせに対しては、経営本部が窓口となり、タイムリー且つ適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。
業務執行事項につきましては、法令・定款及び社内規程の定めにより、取締役会決議事項とされている特に重要性の高い事項等については、取締役8名から構成される取締役会において、社外監査役の出席のもと、慎重な意思決定を行っております。取締役会は、月１回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、2014年度は合計14回開催されました。
また、取締役会決議事項とされているもの以外の事項等については、常勤の取締役8名と常勤監査役1名から構成される常勤役員会において、活発な意見交換の上で機動的な意思決定を行っております。常勤役員会は、原則として週に1回定例で開催されております。
重要な投資案件につきましては、投資委員会において、事前に十分な審議を行い、その結果を取締役会及び常勤役員会に報告することにより、投資判断の更なる適正化を図っております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して、取締役の業務執行の適法性を監査すると共に、必要に応じて会社の役職員から報告及び説明を受け、主要な子会社や事業所の調査等を行っております。監査役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、2014年度は合計13回開催されました。
なお、当社の内部監査を担当する内部監査室は、監査役と連携して各部門・子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度、取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。当社グループは独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営への監視・助言機能が十分に働き、その客観性・中立性が確保されていると考えておりますが、多角的な視野からの経営への参画を通じて、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るべく、社外取締役候補を検討しており、適任者候補が見つかり、当該人物の同意が得られれば速やかに選任する方針であります。
また、コーポレート・ガバナンスに関する当社独自の取り組みとして、役員交代制度「CA8（シーエーエイト）」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則8名と定め、2年ごとに原則2名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、2008年より実施しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。第17回定時株主総会開催日は、2014年12月12日（金）に開催。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第10回株主総会（2007年12月20日開催）よりPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
招集通知（要約）の英文での提供	ホームページ上に英語版の要約した招集通知を掲載しております。
その他	＜招集通知＞ 2011年（第14回株主総会）に、招集通知を刷新。 投資判断として必要な情報をグラフ等を用いて分かりやすく掲載いたしました。 2013年から、招集通知の発送1週間前に当社ウェブサイトで公開。 ＜事業報告・会社説明会＞ 株主総会第1部では、理解促進のためにビデオ映像を用いて事業報告を行っております。 また、第2部にて会社説明会を開催し、議長を務める代表取締役社長が業績や事業内容について説明をし、株主総会の活性化を図っております。 ＜インターネット配信＞ 定時株主総会の模様は、当社ウェブサイト上で動画を公開。 ＜開催場所＞ 駅の近くで開催しアクセスの便を考慮。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載し、基本姿勢や開示方法、沈黙期間について記載。 詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://www.cyberagent.co.jp/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主の方向けに、株主総会後に会社説明会を開催し、代表者が業績や経営戦略について説明。また、個人投資家の方向けに、当社ホームページにおいて、詳しい事業の説明や各種財務諸表をジェネレーター機能を用いて比較できる仕組みを導入する等、充実した情報開示に力を入れています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算発表日と合わせてアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施し、決算の詳細とともに、事業戦略について代表者自らが説明しています。説明会同日中に、海外機関投資家向けにテレフォンカンファレンスを実施し、平等な情報開示に努めております。 また、年に10回以上、代表者および取締役等によるスモールミーティングを開催、さらに、「サイバーエージェントIRハーフデイ」と表して、自社開催の機関投資家向け説明会を開催し、業界の潮流や自社の強みなどを説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議、TV会議を開催。 また、海外投資家向けに決算説明会の模様を英語でビデオ配信し、海外から閲覧可能な状態にしています。 年に数回、海外投資家を直接訪問する機会も設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR 日本語サイトhttps://www.cyberagent.co.jp/ir/及びグローバルサイトhttps://www.cyberagent.co.jp/en/ir/上に、決算情報（事業報告書、有価証券報告書含む）、適時開示資料、決算説明会資料、説明会の動画配信、質疑応答等を掲載しております。 特に事業報告書は、2014年より、ご覧頂きやすいHTML版を作成し、掲載しております。 また、新たにファクトシートの掲載をはじめ、IR資料の充実を進めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：広報・IR室 担当役員：代表取締役社長藤田晋 情報取扱責任者：常務取締役中山豪 事務連絡責任者：広報・IR室シニアマネージャー宮川園子	

その他	当社ホームページにて、技術情報、個人投資家向けコンテンツを公開し、 下記のような独自の取り組みにより、定性情報の充実を図っております。 また、あらゆるデバイスから閲覧できるように、スマートフォンにも対応して います。 ・広報ブログ 　当社の広報担当が、自社サービスや社員、業界情報などを独自 　の視点でご紹介しています。 ・Facebook、Twitter 　毎日、リアルタイムな情報発信をしております。 ・IR掲示板 　個人投資家との双方向の情報発信も積極的に取り組んでいます。 ・トークアプリ「755」 当社代表者と投資家が直接コミュニケーションをとれる場を提供しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみなら ず社会規範の遵守及び起業倫理の確立と徹底を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターネットという成長産業に軸足を置き、これまで培ってきたノウハウを活かして、 「教育・育成」「安心・安全なネット利用」「地域・社会への貢献」「スポーツ・文化支援」に関する、 様々な取り組みを行うとともに、継続的に雇用を生み出すことが社会貢献に繋がると認識し、 「働く機会の創出」にも力を入れております。 特に、「教育・育成」において、優れたプログラミング人材を若いうちから育てることを社会的意 義の大きいことと考え、連結子会社に株式会社CA Tech Kidsを設立し、小学生向けのプログラ ミング講座を開講しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明 文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投 資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できる ように努めています。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 現在、単体役職員の内、女性比率は30.7%となっております。当社は、「21世紀を代表する 会社を創る」ことをビジョンとするベンチャー企業であり続けながらも、社員の終身雇用を掲 げ、「挑戦と安心はセット」というポリシーのもと、「有能な社員が長期にわたって活躍し続け る」環境づくりに力を入れています。特に女性の活躍、またそれを支援する制度や環境につ いては以下の通りです。 ■女性の活躍について 当社では、女性の活用を進めており、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区 別なく実力や成果に応じた評価を行っています。 2014年9月末時点の当社単体役職員におけるプロデューサー・ディレクターを含む女性管 理職比率は22.8%となり、2014年10月には新卒入社7年目の女性社員が当社初の女性執行役 員に就任しました。連結子会社においても代表取締役2名、取締役2名、監査役5名 の女性を登用しております。今後、2016年9月末に、女性管理職比率30%を目指してまいり ます。 また昨今、管理職に限らず女性社員の活躍の場は多様化しており、営業職やデザイナー職 など、自身が希望する職種で、プレーヤーとして現場で活躍するプロフェッショナルも増え ております。管理職だけでなく女性が活躍しやすい職種を応援することにより、働き続けや すい環境を支援しています。 ■女性を支援する制度、環境について 2014年9月末時点の女性社員に占める育児比率は18%となっており、産休・育休後の復帰 率は89.2%と非常に高くなっております。当社ではこれまでも時短勤務制度や出産手当金 といった制度や、パパママ社員の交流機会などを通じ、社員の育児支援を行ってまいりまし たが、女性社員の平均年齢が29.6歳と、今後さらに出産・育児を迎える社員の増加が予想 されることから、これまでの人事制度に加え、2014年5月には新たな女性支援制度「macalon （マカロン）パッケージ」を導入いたしました。 これは「ママ（mama）がサイバーエージェント（ca）で長く（long）働く」の意味を込めたもので、 1．不妊治療の通院などを目的に取得できる「妊活休暇」、2．専門家の個別カウンセリング を受けられる「妊活コンシェル」、3．子どもの急な発病や登園禁止期間など子どもの看護時 に在宅勤務できる「キッズ在宅」、4．子どもの入園・入学式や参観日といった学校行事や記 念日に取得できる「キッズディ休暇」といった制度を導入し、今後も必要に応じ、新たな制度 を追加する予定です。また、1．「妊活休暇」については、実際に女性が周囲に知られずに 利用できるように、通常の有給休暇も含め女性社員が取得する休暇の呼び方を「エフ休 （Female休暇）」として利用用途がわからないよう配慮しております。 これらの制度は女性が出産・育児を経ても働き続けられる職場環境の向上を目指すもので あり、政府が推し進める、女性の社会進出促進に賛同するものであります。当社ではこのよ うな取り組みを通じ、社員がワーク・ライフを充実させながら、長期で働ける会社づくりを進 めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、コーポレートガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程等に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性につき、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施する。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、関係会社管理規程を設け、当社グループ各社が個々の業績を進展させ、当社グループ全体の業績向上に寄与するために、当社子会社の業績に関する定期的な報告体制を構築すると共に、当社子会社における一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項とする。さらに、内部監査室は、当社子会社に対する監査を定期的に行い、当社取締役会に報告する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従う。また、当該使用人の人事異動につき、監査役会の意見を尊重する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制
取締役、経営本部及び内部監査室は、当社グループに関する以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、常勤監査役は、監査役会において、当該報告を提出する。
1）重要な機関決定事項
2）経営状況のうち重要な事項
3）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
4）内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
5）重大な法令・定款違反
6）その他、重要事項
監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施する。また、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。
その施策として、取締役会においては、定時取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。独立性の高い社外監査役が出席して積極的に意見陳述を行うことにより、重要な業務執行に関して公正な意思決定が下されるよう牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、原則として月1回定時監査役会を開催しており、該当事実の把握、取締役の業務執行状況、開示状況の監査についての機能強化を図っております。さらに、監査役会と協力し内部監査室において内部監査を実施しております。具体的には、社内プロジェクト及びグループ企業各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、書類の閲覧及び実地調査しております。
一方、会計監査におきましては、監査法人による監査及び四半期のレビューが行われ、重要な会計処理につきましては適宜アドバイスを受けるなど、正確な情報開示に努めております。

これらの施策の下、当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 情報取扱責任者及び担当部署について
適時開示の情報取扱責任者は、常務取締役であります。開示作業にあたっては、情報取扱責任者の統括の下で、経営本部及び広報・IR室が開示文書作成業務及び開示業務を担当しております。経営本部及び広報・IR室は、投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社取締役会及び各部署、グループ会社の責任者や関連部署等と連携して、情報収集に努めております。

2. 決定事実について
重要な決定事項については、定時及び臨時の取締役会にて決定しております。決議事項は情報取扱責任者より経営本部及び広報・IR室に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

3. 発生事実の把握体制について
重要な事実が発生した場合には、各部署や部門間の各種会議等により収集され、情報取扱責任者が集約して速やかに取締役会に付議します。発生した重要事実については、情報取扱責任者から経営本部及び広報・IR室に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

4. 適時開示について
重要な決定事実、発生事実、及び決算情報については、情報取扱責任者の指揮の下、会計監査人や顧問弁護士、株式会社東京証券取引所や関東財務局等に事前相談を適宜行いながら、適時開示規則に準じて、適時開示の必要性、開示時期、開示内容について決定しております。開示の必要があると判断された場合には、速やかに適時開示を行っております。

5. 開示情報の管理について
開示情報については、情報取扱責任者が一元管理しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

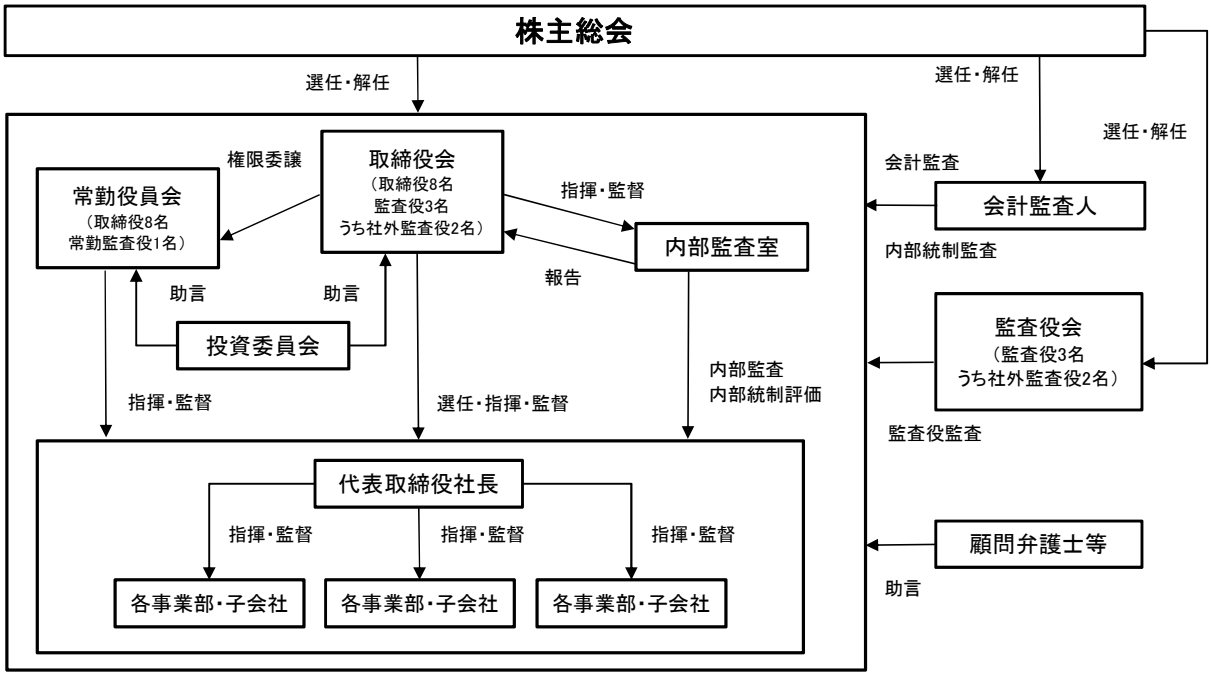
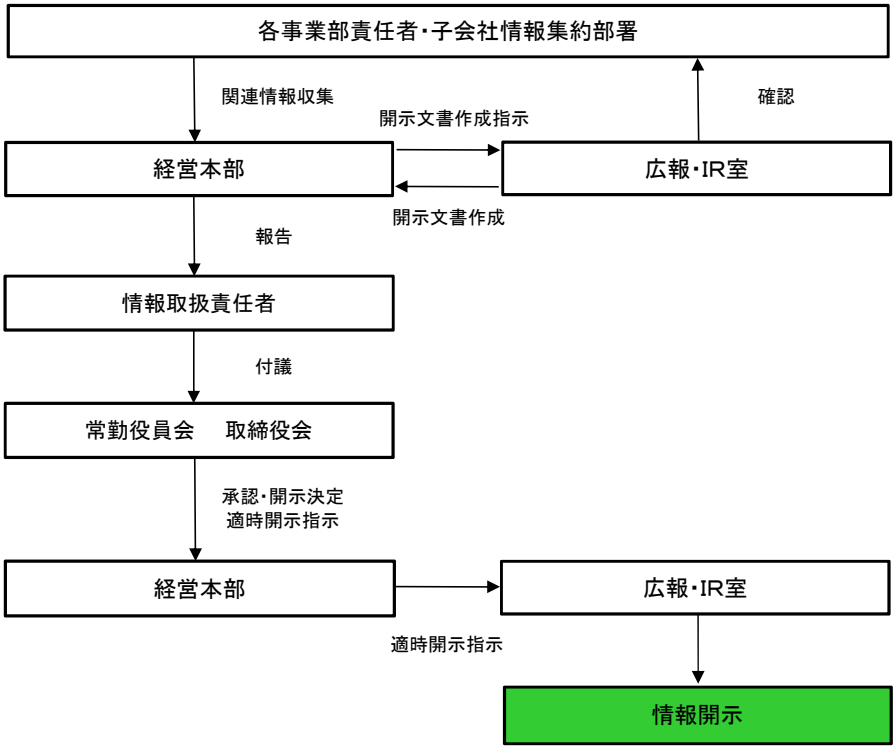
【適時開示体制の模式図】